

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定（後期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和元年九月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、和裁（和服製作作業）、プリプレス（DTP作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

4 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

二 実施期日及び実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

令和元年十二月六日（金）から令和二年二月十六日（日）までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

(三) 問題の公表

実技試験の問題は、令和元年十一月二十九日（金）以降、奈良県職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

(四) 手数料

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）で定める額とします。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種	実施期日
一級及び二級機械検査（機械検査作業）、一級及び二級電気機器組立て（シーケンス制御作業）、一級及び二級配管（建築配管作業）、一級及び二級型枠施工（型枠工事作業）、一級及び二級ガラス施工（ガラス工事作業）、三級電気機器組立て（シーケンス制御作業）並びに三級配管（建築配管作業）	令和二年一月二十六日（日）
特級鋳造、特級金属熱処理、特級機械加工、特級放電加工、特級金属プレス加工、特級工場板	令和二年二月二日（日）

金、特級仕上げ、特級機械検査、特級電子機器組立て、特級電気機器組立て、特級半導体製品製造、特級空気圧装置組立て、特級油圧装置調整、特級建設機械整備、特級プラスチック成形、特級パン製造、一級及び二級油圧装置調整（油圧装置調整作業）、一級及び二級農業機械整備（農業機械整備作業）、一級及び二級冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、一級及び二級和裁（和服製作作業）、一級及び二級石材施工（石材加工作業）、一級及び二級パン製造（パン製造作業）、一級及び二級機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図C A D作業）、三級造園（造園工事作業）、三級和裁（和服製作作業）、三級家具製作（家具手加工作業）並びに三級機械・プラント製図（機械製図手書き作業）	
一級及び二級空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、一級及び二級ニット製品製造（靴下製造作業）、一級及び二級プリプレス（D T P作業）、一級及び二級菓子製造（洋菓子製造作業）、一級及び二級建築大工（大工工事作業）、一級及び二級かわらぶき（かわらぶき作業）、一級及び二級鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、一級及び二級コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、一級及び二級塗装（鋼橋塗装作業）、三級機械加工（普通旋盤作業）、三級機械検査（機械検査作業）、三級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、三級建築大工（大工工事作業）、三級テクニカルイラストレ	令和二年二月九日（日）

ーション（テクニカルイラストレーション手書き作業）並びに単一等級電子回路接続（電子回路接続作業）	
--	--

(二) 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

(三) 手数料

奈良県手数料条例で定める額とします。

三 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(三) 手数料

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇―八二二三 奈良市登大路町三八番地の一 奈良県中小企業会館二階

電話 〇七四二（二四）四一二七

3 受付期間

令和元年十月七日（月）から同月十八日（金）まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 申請書の用紙及び受検案内は、奈良県職業能力開発協会等で配布します。

(三) 申請書を郵送する場合は、必ず簡易書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面又はその写しを同封してください。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

なお、郵送による申請の場合は、振込明細書等の写しを同封してください。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

令和二年三月十三日（金）に、合格者の受検番号を県庁前掲示場に掲示します。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から令和二年三月十三日付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

五 その他

技能検定について不明な点は、奈良県産業・雇用振興部雇用政策課又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。